

船橋市監査委員告示第5号

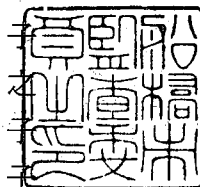
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年4月28日

船橋市監査委員

同
同
同

栗 林 紀
齋 藤 弘
大 矢 敏
橋 本 和



監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団 体 名 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会 部局課名 健康福祉局福祉サービス部 地域福祉課	令和5年3月16日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
補助団体監査 [指摘事項] （補助団体所管課） ・船橋市福祉読本配布事業補助金は、船橋市社会福祉協議会が市内各小学校の4年生に配布する福祉読本の作成などにかかる経費を対象に交付しているが、福祉読本の印刷原稿の編集及び各小学校あての通知文印刷のため消耗品費に計上されたコピー用紙、ドラムカートリッジ及びトナーカートリッジの購入費は、事業の実施に必要と思われる数量に比べ、過大な経費の補助となっていた。	・船橋市社会福祉協議会は、例年9月頃、作成した福祉読本を市内各小学校へ配布し、福祉教育の推進に役立ててもらっている。 今回の指摘事項を受けて、令和5年度の福祉読本作成時より、福祉読本の印刷原稿の編集及び各小学校あての通知文印刷に使用した用紙の枚数をカウントすることで必要枚数を把握し、必要枚数に応じた費用を補助対象経費とするように修正する。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団 体 名 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会 施 設 名 船橋市中央老人福祉センター 船橋市西老人福祉センター 部局課名 健康福祉局健康・高齢部 高齢者福祉課	令和5年3月30日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 〔要望事項〕 (指定管理者所管課) 老人福祉センター利用者の送迎バスにおいて、数年間にわたって利用者の少ないコースがみられた。所管課においては要因を調査・分析し、指定管理者と協議するなどして、必要に応じた見直しを図られたい。	毎年、市で行う利用者アンケートで送迎バスについて調査しており、令和4年度の結果が別添のとおり出た所である。 今後はこれを元に指定管理者と分析、検討を進め、必要に応じて運行ルートの見直しなどを行っていく。

船橋市老人福祉センター利用者アンケート(令和4年度)から送迎バスに関するアンケート抜粋

送迎バスの利用状況(単数回答)

	中央	西	計
①毎回利用している	3	18	21
割合	14.3%	18.0%	16.8%
②時々利用している	4	26	30
割合	19.0%	26.0%	24.0%
③利用したことはない	11	55	66
割合	52.4%	55.0%	52.8%
有効回答	21	100	121
割合	95.5%	97.1%	96.8%
無回答	4	4	8
割合	18.2%	3.9%	6.1%
全体回収数	22	103	125

送迎バスについてあてはまるもの(複数回答)

	中央	西	計
①時刻表・運行ルートとも現状のままでよい	5	24	29
②利用したいが時間が合わない	1	9	10
③利用したいが近所に送迎バスがこない	1	8	9
④運行ルートを変えてほしいと思う	1	3	4
⑤停留所の位置を変えてほしいと思う	1	2	3
⑥便を増やしてほしいと思う	0	11	11
⑦利用したいと思ったことがない(徒歩・自転車圏内)	2	11	13
⑧その他	1	4	5
回答数計(複数回答)	12	72	84
無回答	13	43	56

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団 体 名 株式会社都市サービス 施 設 名 本町駐車場 部局課名 建設局道路部道路計画課	令和5年3月17日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 〔要望事項〕 (指定管理者所管課) 指定管理業務における物品の取扱いについては、市と指定管理者双方に誤解がないよう基本協定書や仕様書（以下「協定書等」という。）において明確にすべきところ、物品購入時の手続きや費用負担、所有権の帰属先が不明瞭になっていた。このため、購入にあたり協定書等上、あらかじめ市の承認が必要とされている物品について事後確認となっているもの、また、あらかじめ協議が必要とされている物品について協議がされていないものなどが見受けられた。この原因として、指定管理者を公募する際に市が作成し公表する指定管理者募集要項に記載の内容が一部、協定書等に反映されておらず矛盾が生じていること、本指定管理業務は同一の事業者が継続して担っており、運用上の調整で双方の事務に混乱がない状況となっていたことなどがあげられる。 こうした状況は、今後、指定管理者の公正な選考や適正な事業運営にも影響を与えかねないことから、協定書等の記載内容の明確化を要望する。 指定管理者が「令和3年度船橋市本町駐車場事業計画書」に示した経費の収支予算（納付金）に関する協議要望について取扱いを確認したところ、所管課において協議が行われた事実は確認できなかった。新型コロナウイルス感染症の拡大が駐車場経営に与える影響については、市（所管課）及び指定管理者双方にそれぞれの評価があると考えられるが、こうした局面においてこそ、緊密な連携と調整を図ることが求められる。指定管理者の協議要望には丁寧に応じるとともに、しかるべき協議を行ったときは記録を残すなど双方の認識に齟齬が生じないよう取り計らわれたい。	物品等の取扱いについては、協定書等の記載内容の不明瞭な点などを見直すことで指定管理者と事前協議済みである。 「船橋市個人情報保護条例」の廃止等に伴い、指定管理者制度導入施設における基本協定の記載変更が必要となるため、令和5年3月8日付の行政経営課からの通知に基づき変更した協定内容を指定管理者と再度協議し、基本協定の変更締結を行う予定である。 募集要項については、次回の指定管理者募集時に内容を精査するとともに、協定書等と矛盾が生じないように反映する。 指定管理者との協議については、基本的に協議要望書あるいは協議依頼書といった書面にて行っているところではあるが、双方の認識に齟齬が生じないようにするため協議を行うときには、双方が確認した記録等を残すよう対応していく。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団 体 名 公益財団法人船橋市公園協会 施 設 名 船橋市アンデルセン公園 部局課名 建設局都市整備部公園緑地課	令和5年2月20日
指定管理者監査 〔指摘事項〕 (指定管理者所管課) ・アンデルセン公園事業委託費支出のうち、コミュニティセンター前クリスマス装飾設置業務について、重複支出していた。 ・令和3年9月30日に取得した固定資産のサービスセンターエアコンについて、固定資産台帳に取得価額929,060円で登録するところ、誤って設計額994,400円とし、減価償却費を過大に計上していた。 所管課にあっては、指摘事項について再発防止の観点から適切な指導監督に努められたい。	・指摘事項に対する今後の改善策について、迅速に整理されたと報告を受けている。この事に対して、詳細な会計処理については、団体が責任を負うものと考えるが、同様な指摘を受ける事がないよう、適切な会計処理に努めるよう申し入れを行った。また指摘に伴う決算による修正事項については、顧問税理士に相談し法人税の影響が無かったことから、令和4年度決算で適切に処理する旨、報告を受けている。

[要望事項]

(指定管理者所管課)

船橋市アンデルセン公園の管理に関する基本協定書第17条では、指定管理業務委託費に1,800万円の修繕費が含まれていることから、指定管理者の負担で修繕を行うこととされているところ、実際には毎年3,000万円から5,000万円費用負担していることが指定管理者より報告されており、指定管理者において過大な負担となっていると考えられる。

本件について事情聴取したところ、指定管理者においては、市に施設等に関する修繕の対応を求めると一定の時間を要することになり、修繕完了までの期間、施設の利用制限等が生じ、場合によっては閉園するなど利用者に迷惑をかけることが懸念されるため、自主努力による資金の余力の範囲内で市の了承を得たうえで修繕を行っていた。しかし、開園から25年以上経ち今後さらに修繕費用が嵩んでいくと考えられること、また電気料の高騰、物価上昇などにより大幅な経費の負担が生じており、これまでと同様に安定的に修繕を行っていくことは不透明であることから、修繕費の取扱いについては市と協議を行っていくとのことであった。

また、所管課においては、相互に情報共有をしつつ、緊急性や利用者の安全性等を考慮し、指定管理者と協議しながら施設の管理に努めていくとのことであった。

船橋市アンデルセン公園は、利用者等から高い評価を得ているとともに、入場者数も増加し、船橋市の知名度を上げる要因になっており、施設の維持は大変重要なものと考えられる。

以上のことから、修繕費の取扱いを見直されるよう要望する。

修繕については、指定管理者と相互に情報共有し、緊急性や利用者の安全性を考慮しながら、協議を行い費用の負担者を決定している。緊急的・突発的な修繕については、市が修繕を行うことになると、一定の時間を要し、利用者に迷惑がかかるため、協議により、指定管理者の自主努力による資金の余力の範囲内で修繕費を負担していた。しかしながら、この状況が続けば指定管理者への過度な負担となり、経営の圧迫となる恐れがあることから、指定管理者の負担となる緊急的・突発的な修繕を抑制していく必要がある。そのため、今後は必要な予算の確保を図り、計画的及び予防的修繕をより着実に実施していく。